

(平成24年3月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月27日から38年12月1日まで
② 昭和38年12月1日から39年6月1日まで
③ 昭和40年7月1日から同年12月1日まで
④ 昭和59年4月1日から62年1月1日まで

私は、申立期間①については、A船又はB船に、申立期間②及び③については、C船に船員として乗船していたが、船員保険の加入記録が確認できなかった。申立期間①から③まで船員として勤務していたのは間違いないので、当該期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間④については、D市の知り合いが経営する事業所に勤務していたが、当該期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間④に当該事業所に勤務していたのは間違いないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A船又はB船に船員として乗船していたと申し立てているが、申立人は、船員手帳、給与明細書等の勤務実態及び保険料控除の事実が確認できる関連資料を所持していない上、船舶所有者の名称を記憶していないため、事業主及び同僚から当時の状況について確認することができない。

また、申立人は、乗船した船舶の所有者について、前の職場であるE作業所で知り合った者だったと供述をしているところ、A船の登記簿謄本において同船の所有者と同一氏名の者をE作業所の厚生年金保険被保険者名

簿に確認できるが、当該被保険者は、申立期間①の期間は、E作業所において厚生年金保険被保険者である上、船員保険事業所払出簿に同人の船舶所有者としての記録は確認できない。

さらに、前記登記簿謄本に記載がある他の所有者と同一名称の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない上、これら船舶所有者は既に全喪しており、当該船舶所有者の所在を確認することができない。

このほか、申立期間①について、当該期間に係る船員保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②及び③について、申立人は、C船に係る申立人の年金事務所の記録は昭和39年6月1日から40年7月1日までとなっているが、当該期間についてもC船に船員として乗船しており、当該期間は、船員保険に継続して加入していたと主張している。

しかしながら、申立期間②に係る資格取得日について、C船の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格取得日欄に「39. 6. 1」の記載が確認できるところ、申立人の前後各3人の被保険者の資格取得日欄の記載は、「39. 1. 1」、「39. 5. 4」、「39. 6. 1」、「39. 9. 2」、「39. 9. 2」及び「39. 11. 14」と確認できる上、備考欄には資格取得届の受付日と思われる「6. 11」の記載が確認できるなど当該名簿に不自然な点は認められない。

また、申立期間③に係る資格喪失日について、申立人の資格喪失日欄に「40. 7. 1」の記載及び「保返」「扶返」の押印が確認できる上、失業に係る保険給付の認定日を意味する「40. 7. 28 失」の記載が確認できる。

さらに、事業主の妻は、昭和40年11月*日にC船が沈没した時、船員に関する資料も同時に消失した旨の証言をしている上、同船が沈没したときに生き残った同僚は、申立人が同船に船員として乗船したことはあるが、申立期間②及び③について、同船に乗船していたか否かについては記憶していない旨の証言をしており、申立人が当該期間に同船に乗船していた事実を確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間②及び③に係る船員手帳及び給与明細書等の関連資料を所持していない。

このほか、申立期間②及び③について、当該期間に係る船員保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間④について、申立人は知り合いの経営する事業所に勤務していたと申し立てしているところ、雇用保険の記録から、申立人は、昭和61年10月1日から同年12月31日まで同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、厚生年金保険事業所払出簿に当該事業所の名称は確認できない上、事業主は、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない旨の証言をしている。

また、オンライン記録によると、申立期間④のうち、昭和 61 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金の記録は未納と記録され、その前後の期間は、全額免除及び法定免除の期間となっている。

さらに、申立人は、申立期間④に係る給与明細書等の関連資料を所持しておらず、保険料控除について確認することができない。

このほか、申立期間④について、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、船員保険被保険者として、申立期間①から③までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、厚生年金保険被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。